○近畿地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
香芝市下田東二丁目九六番二から同市下田東二丁目一二八七番二まで	前	七・三〇～一九・〇八	
	後	〇・一三〇～一四・八六〇・一三〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十五号	香芝市下田東二丁目一三七一番一から同市下田東二丁目一二八二番二まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月四日

○近畿地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
神戸市西区平野町常本字西山三一五番九七から同市西区神出町小束野字廣澤五三番九九まで	前		
	A	七・七七～二八・二〇〇	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	三〇・二〇～三八・二〇〇	
	C	九・五〇～五四・二〇〇	
	D	二四・〇〇～六二・八〇〇	
	E	二五・五〇～七〇・〇〇	
	後		
	A	七・七七～二八・二〇〇	
	B	三〇・二〇～三八・二〇〇	
	C	九・五〇～五四・二〇〇	
	D	二四・〇〇～六四・〇〇	
	E	二五・五〇～七〇・〇〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十五号	神戸市西区神出町北字梟谷九九八番四五から同市西区神出町北字西ホクロ谷九九九番一〇まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月四日

○中国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷字古寺八三一番一から同町大字出雲郷字古寺八五八番一まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月四日

○中国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
島根県鹿足郡津和野町枕瀬三九七番一から同郡津和野町瀧元一一〇番二まで	前	九・六四～一七・九六
	後	一一・一四～二〇・〇七〇・八五五

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷字古寺八三一番一から同町大字出雲郷字古寺八五八番一まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月四日

○中国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
島根県鹿足郡津和野町枕瀬三九七番一から同郡津和野町瀧元一一〇番二まで	前	九・六四～一七・九六
	後	一一・一四～二〇・〇七〇・八五五

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　島根県八束郡東出雲町大字出雲郷字古寺八三一番一から同町大字出雲郷字古寺八五八番一まで　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○四国地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十一号　広島市安芸区矢野西二丁目六三七〇番四から同市安芸区矢野西二丁目六三七九番二六まで　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月四日